

防爆構造電気機械器具型式検定の手引きの改訂のお知らせ

この度、防爆構造電気機械器具の検定基準等の変更がなされたことに伴い、今までの検定の手引きとは異なる対応が必要となることがありますので、最新の状況に合わせて手引きの内容の刷新を図ることとし、「防爆構造電気機械器具 検定の手引き」を改訂しました。（詳細は別紙をご覧ください。）

改訂された「防爆構造電気機械器具 検定の手引き（平成23年1月）」手引きは次の3編からなっており、2月16日（大阪会場）、2月22日（東京会場）及び2月25日（大阪会場）で開催されます講習会（「防爆構造電気機械器具型式検定申請の手引き」改訂版の解説）において、受講者には使用テキストとして配布されます。

なお、講習会に関わらず前述の手引きを必要とされる方には、次の通り販売致します。詳しくは、当協会ホームページ（書籍販売）をご覧ください。

注文記号番	資料名	発行年	価格（円）
TIIS-21	防爆構造電気機械器具 型式検定の手引き （申請の手続き一般）	2011年	2,000円
TIIS-22	防爆構造電気機械器具 型式検定の手引き （本質安全防爆構造を除く防爆構造電気機械器具 における同一型式の範囲の考え方）	2011年	500円
TIIS-23	防爆構造電気機械器具 型式検定の手引き （本質安全防爆構造の防爆構造電気機械器具にお ける同一型式の範囲の考え方）	2011年	1,000円

(別紙)

防爆構造電気機械器具型式検定の手引きの改訂のお知らせ

わが国の防爆構造電気機械器具の構造に関する規格としては、「電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）」がありますが、この規格は平成20年3月13日に公布された「電気機械器具防爆構造規格及び昭和47年労働省告示第77号の一部を改正する告示（平成20年厚生労働省告示第88号）」により改正され、新しい規格が同年10月1日から適用されています。

一方、昭和63年に、電気機械器具防爆構造規格の一部を改正する労働省告示第18号が公布され、その施行通達（基発第208号）により、「電気機械器具防爆構造規格における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準」（以下、「技術的基準」という）に適合する防爆構造電気機械器具もまた、構造規格に適合するものとして認められることとなりました。

この技術的基準は、平成8年9月に当時の最新のIEC規格に則って大幅に改正されました。その後、最近の通達（基発0824号：平成22年8月24日）により、平成23年2月23日をもって廃止され、平成22年8月24日以降（発出日が適用日です）は6ヶ月の猶予をもって、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が技術指針として定めた「工場電気設備防爆指針（国際規格に整合した技術指針 2008）」（以下「国際整合防爆指針」という）が新たな基準として適用されることになりました。

この、新たに適用される「国際整合防爆指針」は、法的には前述の「構造規格」の一部を成すものですが、実質的には「構造規格」とは別の技術体系を有しているため、わが国には防爆構造電気機械器具の構造について二つの検定基準があることには変わりありません。しかしながらこの度、検定基準等の変更がなされたことに伴い、検定の申請を行う方々には今までの検定の手引きとは異なる対応をお願いすることがありますので、今般、最新の状況に合わせて手引きの内容の刷新を図ることと致しました。

なお、この手引きでは、基本的には両検定基準に共通する内容と、それぞれの検定基準に個別に適合するものがありますので、ご承知置きの上ご利用をお願い致します。

平成23年01月

社団法人 産業安全技術協会
会 長 松 井 英 憲